

●海外事務所の共同運営 [幹事県 宮崎県]

[目的]

九州各県では、東アジア等を対象とした観光誘客や輸出促進に取り組むために、現地活動の拠点となる海外事務所を独自に設置、運営しているが、各県単独での設置となると事務所運営費や現地採用者の人件費等、多額のコストを要している現状がある。

一方で、九州観光推進機構や九州貿易振興協議会のように、各県が連携することで効果的な観光誘客や輸出促進を可能としている分野もある。

そこで、効率的かつ効果的な海外事業展開のため、各県の活動拠点となる海外事務所を共同で運営し、各県が連携して一部事業を実施することの可能性について研究を行う。

[取組内容]

海外事務所の既設地域における共同運営、ASEAN等における新規の共同事務所の設置について研究

[主な取組状況(知事会議での報告状況等)]

- 平成26年6月 第143回九州地方知事会議
 - ・宮崎県が「あり方研」へ提案、政策連合による取組開始を決定
- 平成26年7月 各県担当者による研究会
 - ・共同運営の研究モデル地域の設定(既設・中国(上海)、新設・インドネシア)
- 平成26年11月 第144回九州地方知事会議
 - ・担当課長会議で取組状況を報告
- 平成27年3月 各県担当者による研究会
 - ・研究結果の中間報告を基に共同運営に向けた課題、設置形態及び費用負担のあり方について協議
- 平成27年6月 第145回九州地方知事会議
 - ・担当課長会議で取組状況を報告
- 平成27年9月 九州地方知事会担当課長会議
 - ・研究内容及び結果を基に共同運営に向けた課題、今後の取組内容について報告
- 平成27年10月 第146回九州地方知事会議
 - ・研究成果及び今後の取組方針について報告
 - (共同運営の実現に向けては、共同事務所設置を希望する県同士で議論を行っていくこととする)

※以上の取組により当初の目的を達成

[成果]

研究対象地域について、駐在員事務所設置に係る現地の法制度等について調査を行うとともに、共同運営に向けての手法や課題、さらには今後の進め方について整理を行った。

[課題]

海外事務所で行う取組の中には、各県が競合する分野もあること等から、実施する事業の範囲や事務所の運営や撤退のルールなど、事前に整理すべき課題が多くある。

[今後の取組]

今後、当研究会としては各県に対し研究成果の情報提供等を行うこととし、共同運営の実現に向けては、共同事務所設置を希望する県同士で議論を行っていくこととする。